

資格確認書やマイナポータルで確認してください。

取消】申告書

認定記入例

*認定申告の場合↓「被扶養者個人番号報告書」を添付。(出生の場合は後日提出で可)

組合員等・記号番号		組合員氏名		所属所コード		所属所名		資格喪失証明書交付		共済組合使用欄					
公立阪	1230123456	共済太郎		077712		大阪市立 谷町中学		要 不要 会保の加入による取消の場合、証明書は原則発行しません							
認定 ・ 取消	被扶養者氏名		生年月日		続柄コード	性別	年齢	就業の有無	職業 年間所得推計額	被扶養者の要件を備えた 又は 要件を欠くに至った 年月日 及び その理由		扶養手当		資(短)	
	ふりがな きょうさい こまち		3.昭和			男	0	有	なし	平成 6年 10月 5日		有	無		
	漢字 共済小町		4.平成		23	女		無	0円	理由		給与事務担当者名	吉村		
	同居・別居		〒 540 - 8571		※ 海外に居住される場合は原則認定の対象外です。特例に該当する場合は「海外居住に関する申立書」を併せて提出してください。		出生		手当が無の場合の理由 1. 本人が手当対象外の職種 2. 被扶養者が対象外の続柄・年齢 3. その他						
基礎年金番号(配偶者の場合のみ)				認定区分				普通:1				特別:2			
上記のとおり申告します。 公立学校共済組合大阪支部長 様				組合員氏名				共済太郎							
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。				所属所名				大阪市立 谷町中学校							
所属所受理日				令和 6年 10月 13日				所属所長名				校長 梅竹 鶴松			
電話番号				06-1234-5678											
共済組合使用欄(第3号資格発生日)				年 月 日				事実発生から所属所受付日 (30日以内)				二審			
◆続柄コード: 該当するコード番号を記入してください。例. 三男=13				夫:01 妻:02 父:31 義父:33 母:41 義母:43 兄:51 弟:52 祖父:53 孫:57 長男:11 次男:12 ~ 九男:19 長女:21 次女:22 ~ 九女:29 養子:20 その他:99											

続柄は2桁の数字で記載してください。

申請時点の年齢を記入してください。

認定申告の場合は記入不要

扶養手当の対象となる方は所属所において先に扶養手当の申請手続きをしてください。手当の受給対象であるのに受給せず、健康保険上のみ被扶養者として認定を受けることはできません。

手続きの時期によっては要件を備えた日を認定日(被扶養者として資格を取得した日)とすることができない場合があります。

(※)受付印については、所属所にて受付印(又は)公印を押印してください。
申告は、事実発生後に所属所を通じて提出してください。添付書類等は「教職員のための共済のしおり」またはホームページを確認してください。
*認定する場合⇒被扶養者の要件を備えた日から31日以降の所属所受理日となる場合は、所属所受理日が認定日となります。また、所属所受理日から共済組合への提出が31日以降となる場合は共済組合受付日が認定日となります。この場合、認定日までの医療費については自己負担となります。
*取消する場合⇒認定要件を欠くに至った場合は、速やかに申告し、組合員被扶養者証等(☆)を返却してください。
*共済組合使用欄は、記入しないでください。(☆)資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を含む。但し、交付者のみ。

・組合員本人の就職に伴う申告の場合は、「本人の新規資格取得」と記入してください。
・i 人事異動等により加入する健康保険が変更になった方、または、ii 既に公共済に加入していたが任命権者の変動等があり今回新たな資格確認書が交付された方が、引き続いて被扶養者認定を行う場合は、「継続」と記入のうえ、「被扶養者認定に関する申立書(異動者用)」を併せて提出してください。